

A日程 入試問題

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験（民法・刑法）（1）ページ／（3）ページ

1

以下の事実を読んで、各（問い）に答えなさい。

1 2017年2月、A（個人）は、X銀行から1200万円を期間10年の約定で借り入れ、自己所有の甲建物に抵当権を設定した。この担保の設定の前提となった貸付契約には、毎月の債務の弁済を一度でも怠った場合には、残りの期間のすべての債務の弁済期が到来するという約定（期限の利益喪失約款）があった。

2 2020年3月、Aは、Yと自己所有の建物甲の1階部分につき店舗目的で賃貸借契約を締結した。毎月の賃料は30万円、敷金として300万円がYからAに交付された。

3 2020年4月、Yは甲建物に入居し、コーヒーショップをオープンした。その後、店舗の営業は順調に推移し、家賃の滞納なども発生していない。

4 2021年10月初め、Yが借りている甲の2階部分から漏水が発生した。Yは店舗を2ヶ月間営業することができなかった。その間、再三再四、Aに対して至急の修繕工事を依頼したものの、Aがこれに対応しなかったため、Yは自分で工事業者を手配して修繕を行い、工事費として120万円を業者に支払った。この支払い分については、その後も以下の【事実】5の時点まで、YはAから支払いを受けていない。

5 2022年2月、Aは上記【事実】1の債務の毎月の支払いについて不履行を生じた。その時点でのこの借入金債務の残高は、利息分も含めて680万円であった。

6 2022年2月26日、Xは、上記【事実】5に係る残債務を回収するため、抵当権に基づく物上代位権の行使として、AのYに対する賃料債権を2年分に満つるまで差し押さえた。この差押命令は、同年2月27日に裁判所から発せられ、2月28日にAとYに到達した。

7 他方、Aに対して貸金債権720万円を有するCは、同年2月15日に、Aに対する賃料債権を将来2年分にわたって差し押さえた。その差押えについて、差押命令がAおよびYに対して2月17日に送達された。

（問い）

（1） XとCから同年3月以降の賃料支払を求められたYは、どのように対応していけばよいか。まず、XとCとの間でどちらが賃料債権について優先するのかを論じた上で、Yの取るべき対応策、例えば、弁済期の到来した各月の賃料の支払いについて、Yが債務を免れるためにはどうしたらよいか等について、詳しく検討せよ。

以上の、【事実】1から3までに加え、以下の各【事実】があったとする（【事実】4から7まではなかったとする）。

8 2024年1月末、Aが急逝してFとHがAを相続した。法定相続分はそれぞれ2分の1、他に相続人はいない。

9 2025年3月初め、Yは、Hから、毎月の賃料30万円を翌月4月分からHに支払うことを求められた。

10 Yは、他に相続人Fがいることは聞いていたが、Hは、「この甲建物は私のものになるとAが生前言っていたのだから、私に払ってくれば大丈夫ですよ。また、もう1人の相続人であるFからは、この委任状があるとおり、私があなたから賃料を取り立てる旨の権限を与えられていますから、安心して下さい」と述べ、

Fらしき筆跡の署名のある委任状を提示して支払を求めてきたものである。

11 Yは、以上のHの言葉を信頼して、その後1年間(2026年3月末まで)Hに支払を続けていた。その支払方法として、Hの指定するI銀行のH名義の普通預金口座に翌月分を前月末日までに振り込む旨が、指定されていた。Yは、その預金口座に、毎月の賃料を振り込む形で支払を継続していた。

12 しかし、HがYに支払いを求めてきてから約1年後の2026年3月半ば、Fから、「甲建物について遺産分割協議の結果私が相続することになり、移転登記も完了した。今後は私宛に賃料を全額支払って欲しい」旨の連絡を受けた。

13 Fは、さらに「この1年間Hが支払を求めてきた分について、私はHから私の相続分についての支払を受けていない。私は別にHに対して賃料の取り立ての代理権を与えた覚えもない。過去1年分の賃料相当額についても、合わせて私に支払ってくれ」と言ってきた。

(問い) (2) Yは、以上のFの請求について、どのように対応ないし反論をすればよいか。詳しく検討せよ。

2

以下の事実につき、X及びYの刑法上の罪責を論じなさい。

1. X及びYは、いずれもA経営に係る飲食店の従業員であったところ、当該飲食店の経営状態は良好で、Aにおいて多額の収入を得ていた一方、その従業員に対する待遇に関して、従業員の間から不満が上がっていたところであった。このような状況下において、Aの日頃の言動に対し恨みを抱いていたXが、恨みを晴らすとともに、当該飲食店の利害関係人であるBらの賛同を得た上で自らがAに代わって上記飲食店の経営者としての地位を継承すべく、Aを事故に見せかけて殺害する計画を立てた。それによると、A及びXを含む数名の者が一同に会して飲食を行うに当たり、Aに対しウィスキーを飲ませながら、Aの知らないうちにウィスキーに睡眠導入剤を混入し、Aが眠り込んだ時点で直ちに車両に乗せて移動した後、車両ごと川に転落させ、Aを溺死させることとなっていた。
2. この計画を遂行すべく、XはYに対し、「Aを懲らしめてやりたいので、ウィスキーに合成麻薬を混入して飲ませることにした。Aが中毒に陥れば、Aは警察の捜査対象となり失脚させられる」と告げた上で、当日YがAの相手をしてウィスキーを飲ませるように依頼したところ、YはXの申出に賛同し依頼通りにこれを引き受けることとした。なお、Yにおいては、Xによる合成麻薬の混入により、Aが中毒症状に陥るものの、それが原因で死亡するとまでは考えておらず、また、Xがその後Aを車両ごと川に転落させて殺害し、もって経営者としての地位を継承する計画であることについては何ら知らされていなかった。
3. 当日Xは、本件計画に使用する目的で、付近の駐車場に止めてあった車両を所有者Cに無断で乗り出し、飲食会場となる現場付近まで乗り付けた上で、Y及びAらとともに飲食を開始し、上記計画通りにYがAの相手となってAに上記計画に従いウィスキーを飲ませ始めた。これを見ていたXは、当初予定した通り、A及びYの見ていない隙に上記睡眠導入剤を混入したところ、Aがこれを飲み、その後間もなくAが意識を喪失した。そこでXはYに対し、「Aをとりあえず車に運ぶ」と告げ、両名でAを運び込み、「あとはこちらで対処する」と告げ参加者全員に対し散会を告げたところ、たまたま付近を通りかかったCが自車の存在に気づき、直ちに警察に通報したことから警察官が現場に駆け付け、これによってAを自動車ともども川に転落させるに至らなかったことから、本件殺害計画は失敗に終わった。

1

（配点：80点）

2024年、東京都知事選挙で、公営のポスターの掲示場において、女性の裸に近いものや宣伝用と思われるものなど、選挙運動のために使用されるものとは言い難いポスターが数多く掲示をされるといった問題が生じた。こうした事態を放置していると、選挙の公営制度や選挙そのものに対する信頼が失われてしまいかねないという認識に基づき、選挙の適正な実施の確保に資するための措置として、公職選挙法が改正され、その中で次の規制が設けられた。

規制① 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない（公職選挙法144条の4の2第2項）。

規制② ポスター掲示場に掲示した個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処する（公職選挙法235条の3第2項）。

なお、規制①に違反した場合の罰則規定は設けられておらず、「ポスターとしての品位を損なう内容」が、従来からある虚偽事項公表罪（公職選挙法235条）、名誉毀損罪（刑法230条）、わいせつ物陳列罪（刑法175条）や各都道府県の迷惑防止条例が定める罪など、そして今回新たに設けられた規制②の罪に該当すれば、これらの罪での処罰対象とはなりえるものの、この規制①の定めにより処罰対象が拡大することはないとされている。また、通常の政策論争や政治的論争の過程で行われる事実に基づく対立候補や他の政党への追及等は「ポスターとしての品位を損なう内容」には当たらないとの解釈が法案提案者から示されている。

【設問】規制①②の憲法適合性について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

[参照条文]

○公職選挙法

第235条 当選を得又は得させる目的をもって公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、4年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

以上

A日程 入試問題

4時限目：14:40～15:20 法律論文試験（商法） （1）ページ／（2）ページ

1 以下の(a)～(c)について、法令・判例に照らして正しければ○、誤っていれば×を記載し、3行以内でその理由を述べなさい。

(a) 甲は、自己の商号を使用して営業を行うことを乙に許諾した。乙が交通事故その他の事実行為たる不法行為に起因して負担するに至った損害賠償債務につき、甲は、乙と連帯して責任を負う。

(b) 株式会社の取締役を辞任した者は、辞任後、辞任登記が未了であることを過失によって知らなかった場合、辞任登記が未了であることによりその者が取締役であると信じて当該株式会社と取引した第三者に対して、自己が取締役ではないことを対抗することができない。

(c) 会社法 201 条 3・4 項にいう公告または通知を欠いて、新株発行がなされたとしても、新株発行の無効原因とはならない。

2 以下の（1）～（3）の事実を前提として、（4）の問いに答えなさい。

（1）Y株式会社は、その発行する株式を東京証券取引所プライム市場に上場しており、X株式会社は、Yの株式を11%保有している第1順位株主である。

Yにおいては、その定款により、取締役の員数は8名以内、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、監査役の員数は4名以内、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。

Yにおいては、令和6年6月27日開催の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）終結時をもって取締役8名全員が任期満了によって退任し、本件株主総会において、取締役について最大8名の後任者を選任することが予定されていた。

Xは、令和6年4月19日、株主提案権を行使し、「取締役8名選任の件」（候補者は、A1～A8の8名）および「監査役3名選任の件」（候補者は B1～B3 の3名）を本件株主総会の目的とすることを請求した（以下、両提案を総称して「本件株主提案」という。）。

Xは、令和6年6月6日から、Yの議決権を有する全株主に対して委任状（以下「本件委任状」という。）及び参考書類等を順次送付し、議決権の代理行使の勧誘を開始した。

本件委任状には、委任事項として「1. 令和6年6月に開催予定の Y の定時株主総会および継続会または延会に出席し、下記の X による株主提案の議案（以下、原案という。）につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、賛否の指示をしていない場合、原案に対し修正案が提出された場合（Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含む。）および原案の取り扱いその他の株主総会の運営（Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の語り方等を含む。）に関する動議はいずれも白紙委任とします。2. 復代理人を選任すること。」と記載され、記として、本件株主提案について、「取締役8名選任の件」と「監査役3名選任の件」の別に、被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられている（なお、金融商品取引法では、委任状用紙には、議案ごとに被勧誘者が賛否を記載する欄を設けなければならない旨が規定されている）。参考書類には、本件株主提案に係る取締役候補者8名及び監査役候補者3名について、その氏名、生年月日、略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況及び所有する被告の株式数等が記載されている。

（2）Yは、令和6年6月11日、Yの議決権を有する全株主に対し、会社提案に係る第2号議案として「取締役8名選任の件」（候補者は、C1～C8の8名。以下「第2号議案」という。）、及び第3号議案として「監査役3名選任の件」（候補者は、B1・D1およびD2の3名。以下「第3号議案」といい、第2号議案

と第3号議案を総称して「本件会社提案」という。) 、株主提案に係る第4号議案として「取締役8名選任の件」(候補者は、A1～A8の8名。以下「第4号議案」という。)及び第5号議案として「監査役3名選任の件」(候補者は、B1～B3の3名。以下「第5号議案」という。)が記載された本件株主総会に係る招集通知、議決権行使書面及び「『議決権行使』のお願い」と題する書面(以下「本件書面」という。)等を発送した。

Yが送付した議決権行使書面には、第1号議案から第5号議案まで議案ごとに株主の賛否を記載する欄及び第2号議案から第5号議案までの議案について「下の候補者を除く」との記載の下に氏名又は番号を記載する欄が設けられるとともに、「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。」と記載されている。また、本件書面には、有効に議決権行使をした株主1名につきQuoカード1枚(500円分)を贈呈する旨が記載されるとともに、「※各議案に賛成された方も反対された方も、また委任状により議決権を行使された株主様にも同様に贈呈いたします。なお、議決権行使書に賛否のご記入が無い場合は、議決権行使書の注意書きにございますように、会社提案に賛成の表示があったものとして取扱います。」との記載がなされている。

Yは、令和6年6月14日、Yの議決権を有する全株主に対し、「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題するはがき(以下「本件はがき」という。)を送付した。本件はがきには、「今次株主総会は、当社の将来に係わる重要な総会でございますので、当日ご出席願えない方で、まだ議決権行使書をご返送頂いていない場合には、誠にお手数ですが招集ご通知同封の議決権行使書に賛否をご表示頂き、お早めにご返送頂きたく重ねてお願い申し上げます。議決権を行使(委任状による行使を含む)して頂いた株主様には、Quoカードを進呈致します。」との記載がされるとともに、その下部に、「【重要】とした上で、「本年6月開催の株主総会は、当社の将来に係わる重要な株主総会となります。是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」との記載がされている。

(3) 本件株主総会では、第1号議案(剰余金処分の件)の審議及び採決の後、第2号議案及び第4号議案を一括して、続いて第3号議案及び第5号議案を一括して、審議・採決がなされた。この際、Yは、役員選任議案の決議要件たる「出席議決権数の過半数」を算出するにあたって、本件委任状に係る議決権数を、本件会社提案については「出席議決権数」に含めず、本件株主提案についてのみ「出席議決権数」に含めて算出した。その結果、A1～A8は全員が出席議決権数の過半数を得られず、不選任となり、C1～C8は全員が選任された。他方、本件委任状に係る議決権数を、本件会社提案についても「出席議決権数」に含めていたとすれば、本件会社提案に係る取締役候補者のうち2名(C1およびC8)は、出席議決権数の過半数を得られていなかった。

(4) Xは、本件株主総会の決議の効力を否定するため、会社法上、いかなる論拠に基づいていかなる手段をとりうるか、およびその見通しについて述べなさい。

1

Xは、Yに対して1000万円の貸金債権を有していたが、弁済期が到来してもYが返済しないので、1000万円の支払を求めて訴えを提起した（本問では、利息等の請求は考慮しなくてよい）。本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Yは、Xに対する1200万円の売買代金債権を自働債権として対当額で相殺をすると主張し、請求棄却を求めた。この事例について、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕本件訴訟の第2回口頭弁論期日において、XはYに対する別口貸金債権（1200万円）をもって、Yの上記1200万円の売買代金債権と相殺する旨の主張を追加した。裁判所はこのXの主張に対してどのように対応すべきか。

〔設問2〕本件訴訟（〔設問1〕のXの別口貸付債権による相殺の主張はなされていないものとする。）において、裁判所は、Xの請求を全部棄却する判決をした。この判決に対して、Yは控訴できるか。

以上

1

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問1】および【設問2】の両方に答えなさい。

〔事例〕

1 ○月△△日午前4時10分ころに、警察車両に乗ってパトロールをおこなっていた警察官KおよびMは、国道の交差点において、青信号に変わったため進行できるのにいっこうに発進しない軽自動車（以下「本件車両」）を発見した。Kらを乗せた警察車両が本件車両の真後ろに停車したところ、本件車両は、急に発進して、方向指示器を点滅させずに、急ハンドルで交差点を左折した。①これを目にしたKは、ただちに拡声器で停止を呼びかけたところ、本件車両がこの呼びかけに応じて停止したため、警察車両から降車して本件車両に詰め寄ったKらは、本件車両の運転手の男性に運転席の窓越しに声をかけて、交差点の近くの路肩（以下「本件現場」）での職務質問を開始した。

この男性は、Xと名乗ったうえで、その他の質問に対してあいまいな答えをくり返した。その後に、Kらは、警察無線による照会の結果として、Xに5件にわたる覚醒剤取締法違反の前科・前歴があるという事実を把握したことから、Kらは、Xに対して覚醒剤の使用や所持といった犯罪の疑いを抱いた。

2 Kらは、同日午前4時40分ころに応援に駆けつけた8名の警察官とともに、本件現場において、警察署に同行するようにXに求めて説得した。しかしながら、本件車両から降車したXは、警察車両に乗って同行することを拒否した。他方で、Xは意味不明な言動や動作をくり返した。職務質問の開始から45分を過ぎたころに、Xの身体・尿をそれぞれ「搜索すべき場所」・「差し押さえるべき物」とする搜索差押許可状（いわゆる強制採尿令状）（以下「本件令状」）の請求に向けて、その準備のために3名の警察官が警察署に戻った。これと並行して、Kらは、本件現場における説得を継続した。その後に本件令状が発付されて、同日午前7時10分ころに、Kらは、本件現場に届けられた本件令状をXに呈示したうえで、なおも同行に応じなかったXを警察車両に乗せて、最寄りの警察署に連行した。②応援の警察官が駆けつけてから本件令状が呈示されるまでの間に、Kらは、Xを本件現場に留め置いたうえで、Xに対する説得を続けた。この間には、KがXからエンジンキーをいったん預かったのちに、Xからの返還の求めに最後まで応じずに預かり続けたのと同時に、本件車両に乗り込もうとしたXの両脇を2名がかりで抱えて乗車させなかったということもあった。

【設問1】

Kらによる下線部①の行為の適法性について、具体的事実を挙げて論じなさい。

**【設問 2】**

Kらによる下線部②の行為の適法性について、具体的事実を挙げて論じなさい。なお、本件令状の請求・発付や本件令状の呈示およびXの連行にかかる手続に関しては、いずれも瑕疵がなかったものとみなして、論及することを要しない。